パガン,ピンヤ,インワ時代のビルマ人仏教徒の功徳

大野 徽*

Dedications of the Buddhist Burman during Pagan, Pinya and Ava Periods

by

Toru Ohno

Burmese chronicles give up an information that the religion of Burma has been Theravada Buddhism since King Anawrahta conquered Thaton, capital of the Mon Kingdom, in 1057. This information does not, however, coincide with any description of the Burmese inscriptions written in Pagan, Pinya and Ava periods.

According to these inscriptions, the religion of Burma in those days was, no doubt, Theravada Buddhism descended from Ceylon. The Burman as the buddhist in those days manufactured Buddha's images with gold and silver, copied the Pāli Canon, *Tipitaka*, built Pagodas and monasteries, and offered various dedications such as agricultural lands and human beings as the Pagoda slaves.

In making such a religious offerings to Three Gems, the Lord Buddha, the Law and the Monk, donors expected to liberate from the fear of rebirth in <code>Samsara</code>, to attain Omniscience and to realize Nirvana. They prayed not only for themselves but also for others. This attitude of donors can be called Mahayanistic in theory. An inscription written in 1278 A. D. (pl. no. 289 of the <code>Inscriptions of Burma</code> compiled by U Pe Maung Tin and G. H. Luce) reveals the existence of the <code>Sanskrit Vyākarana</code> as well as the Pali Canon. <code>Lokanatha</code> (Avalokiteśvara), one of the Mahāyana <code>Bodhisattva</code>, was also worshipped by the Burman in those days. It is, therefore, evident that Mahayana sect of Buddhism had once been fairly powerful in Burma.

Ι ビルマ語碑文の構成

ビルマ語の碑文は、かつて述べた¹⁾ ように、原則として統一した形式をそなえており、一般 に次のような順序に配列されている。

(1) パーリ語の三帰依文または総社文

^{*} 大阪外国語大学ビルマ語学科

¹⁾ 大野 1965, pp. 110-114.

- (2) ビルマ暦または仏暦による碑文の作成年月日
- (3) 功徳の施主の名称
- (4) 功徳の対象(一般に仏法僧の三宝)
- (5) 功徳の内容(奴隷,土地等の奉納)
- (6) 輪廻の苦しみからの解放,解脱,入涅槃への祈願
- (7) 功徳の破壊者,掠奪者への呪詛

ただし碑文によっては、これらの要素の内いずれかを欠く場合がある。

パーリ語の総礼文または三帰依文は碑文の冒頭に掲げられているのが普通で、仏陀に対する帰敬と三宝に対する帰敬の二種に大別される。前者はさらに、(1)釈迦牟尼仏のみに対する帰敬、(2)悟れるもの全てに対する帰敬、(3)観世音菩薩に対する帰敬の三種に細別される。ビルマ文字によって書き表わされたこれらパーリ語の帰依文を、ローマ字に転写して示すと次のようになる。(右側のアラビア数字は、Pe Maung Tin and G. H. Luce: *Inscriptions of Burma*. portfolio $I \sim V$ 1933~1956 の Plate Number を示す)

- (1) Namo tassa bhagawato arahato sammāsambuddhassa(ti). pl. nos. 123, 143a. b, 147a. b, 224, 271, 283, 398, 428, 443.
- (2) Namo buddhāya. pl. nos. 4, 63a, 69, 85, 102, 162, 185, 216, 416a, 485a, 491, 520a, 525b, 591a.
- (3) Namo sabbabuddhānam. pl. nos. 153a.b, 232, 234, 247, 249, 254b, 268, 272, 274.
 - (4) Namo sabbabuddhāya. pl. no. 503.
 - (5) Namo Lokanāthāya. pl. nos. 192, 269.
 - (6) Namo Buddhāya Dhammāya Sanghāya (ti). pl. nos. 15, 123, 144.
 - (7) Namo Buddhā Namo Dhammā Namo Sanghā. pl. no. 193.
 - (8) Namo Buddhassa Namo Dhammassa Namo Sankhassa. pl. no. 255.
 - (9) Namo Ratanattayaya. pl. nos. 138, 187, 462a.
- (1) は『世尊, 応供, 正遍知に帰命す』という意味の, いわゆる総礼文で, 今日でも書籍の巻首にしばしば用いられている。(2)(3)(4)は『仏陀に帰命す』という仏陀への帰敬を表わす文であるが, (3)と(4)は『(悟れるもの)すべて』への帰依を意味している。(5)の Lokanātha は, Avalokiteśvara すなわち "観世音菩薩"の別称である。もっとも Lokanātha には "世尊" すなわち 仏陀の別称という意味もある 2 から, Lokanātha という言葉が常に"観世音菩薩"であるとは限らないけれども,アベーヤダナー窟院(パガン)からは壁画や素

²⁾ 陳 1962, p. 418.

焼きの観世音菩薩像が発見されている³⁾ 以上,帰敬文の Lokanātha を"観世音菩薩"と解釈することは別に誤りとは思えない。パガンにおける観音信仰の存在は,かつてこの地に大乗系の仏教が栄えていたことを物語る。(6)(7)(8)は『仏陀に帰依す,法に帰依す,僧伽に帰依す』という三宝に対する帰敬文で,(9)の『三宝に帰依す』という形にまとめられる。

碑文の作成年月日は次のような形をとる。

- (1) Sakarac (ビルマ暦紀元) による年数
- (2) インド暦年名の表示
- (3) ビルマ暦による月名
- (4) 日
- (5) 曜日
- (6) 時刻

ビルマ暦紀元は西暦638年をもってその元年とする紀元で 4)、碑文には Sakarac という形で現われる。タイの小暦($c\bar{u}$ la sakkarāj)と同じである。 5) このビルマ暦紀元と共に仏暦紀元 (Anno Buddhae) が併記されていることもある。仏暦紀元は sāsanā という言葉で表わされ、釈尊の入滅をもって基準とする。

その具体例を示せば次のとおりである。

- (1) 尊き仏陀の教え (sāsanā) 去りて1750年 sakarac 568年 (pl. no. 28b)
- (2) 仏陀の入滅後 (sāsanā) 1837年たちたる時 sakarac 654年 (pl. no. 283)
- (3) 仏陀の教え (sāsanā) 1843年たちたる時 sakarac 661年 (pl. no. 293)
- (4) sakarac 661年マーカ年,(緬曆)11月黒分3日 6 niy,四阿僧祗劫の間十万の世界で波羅蜜を実践し、自ら生まれたその日に生えし菩提榕樹の下,黄金の玉座の上にて愚痴,怒情,欲情を棄て四聖諦を悟りし仏陀が,梵天をはじめ救うべき諸々の人間,諸天を救いて涅槃に去り1843年たちたる時(pl. no. 390)
- (5) sakarac 672年プッサ年,(緬暦)4月白分12日 5 niy,四阿僧祗劫の間十万の世界で波羅蜜を実践し、自ら生まれたその日に生えし菩提榕樹の下,黄金の玉座の上にて愚痴,怒情,欲情を棄て四聖諦を悟りし仏陀が,梵天をはじめ救わるべき諸々の人間,諸天を救いて涅槃に去り1854年たちたる時(pl. no. 413)
 - (6) 仏陀の教え (sāsanā) 1874年たちし sakarac 692年 (pl. no. 524a)
 - (7) 尊き仏陀の入滅後 (sāsanā) 1895年たちたる時 sakarac 713年 (pl. no. 546) 以上の例から仏暦紀元元年を算出してみると, (2) を除いていずれも西暦紀元前 544 年とな

³⁾ U Mya 1968, p. 41, 61.

⁴⁾ Pe Maung Tin 1960a, footnote p. 424. ビルマ暦紀元については、R.L. Soni 1955 に詳しい.

⁵⁾ Harvey 1925, p. 16.

る。一般に南方上座部(Theravada)仏教では仏陀の入滅を BC 544 年とする 6 が,それはビルマではすでに13世紀初頭から人々の間に知られていた。

インド暦年名は、星座に因んで名付けられたもので、12年を1周期とする。⁷⁾ ビルマ語碑文では次のような形で現われる。

- 第1年 Cay, Jay.
- 第2年 Pisyak, Bisyak.
- 第3年 Cissa, Cisa, Citsa, Citsa, Jissa.
- 第4年 Āsat, Āsit, Āsut.
- 第5年 Sarawan, Sārawan, Srawan, Srwān.
- 第6年 Phassa, Passa, Bhat, Bhāt.
- 第7年 Āsin, Āsim.
- 第8年 Kratuik, Krātuik.
- 第9年 Mruikkasuir, Mruikkasuiw, Mruikasuih, Mrikkasor.
- 第10年 Pussa, Phussa, Putsa.
- 第11年 Mākha, Mākhā, Māgha.
- 第12年 Phlakuin, Phalakuin, Bhalakuin, Phlaguin.

ビルマ暦年が khu で現わされるのに対し、インド暦年は hnac (往々にして saṁwacchuir) で現わされている。 今日では、 この両形が合体して khu-hnac として用いられるのが普通だが、年数(何年)を khu、年齢(何才)を hnac で表わすこともある。

ビルマ暦の月名は、碑文では次のような形で現われる。

- 1月 Tan-khu⁸⁾, Tan-khū⁹⁾.
- 2月 Ku-chun¹⁰⁾, Kū-chūn¹¹⁾, Ka-chun¹²⁾, Khu-chun¹³⁾.
- 3月 Naṁ-yun¹⁴⁾, Naṁ-myun¹⁵⁾, Nan-yun¹⁶⁾.

⁶⁾ 中村 1970, pp. 34-35; 岩本 1971, pp. 34-35.

⁷⁾ Daw Than Swe. Pagan Khit Bwe Mi Mya. Myawaddy

⁸⁾ Inscriptions of Burma, pl. nos. 31, 240, 274, 381, 402a, 493c, 517a.

⁹⁾ Ibid., pl nos. 149, 198, 252.

¹⁰⁾ Ibid., pl. nos. 24, 41, 58, 84, 85, 115, 128, 129, 136, 140a, 174, 190a, 210a, 232, 249, 289, 379.

¹¹⁾ Ibid., pl. no. 113.

¹²⁾ *Ibid.*, pl. nos. 122a, 127a, 156, 177a, 202, 228b, 394, 403a, 412a, 439a, 440a, 446c, 447, 464a, 467c, 537a,

¹³⁾ Ibid., pl. nos. 207, 267, 287b.

¹⁴⁾ *Ibid.*, pl. nos. 39, 75b, 180, 185, 191b, 192, 193, 194, 203, 208, 217, 219a, 241, 264, 269, 290b, 295, 376, 399a, 456a, 460b, 481a, 490a, 511a. b, 530.

¹⁵⁾ Ibid., pl. no. 450a.

¹⁶⁾ Ibid., pl. no. 91,

- 4月 Mlway-tā¹⁷⁾, Nway-tā¹⁸⁾, Wā-chuiw¹⁹⁾.
- 5月 Naṁ-kā²⁰⁾, Wā-khoṅ²¹⁾,
- 6月 Taw-sa-lan²²⁾, Taw-slan²³⁾, Tāw-slan²⁴⁾, Taw-ssa-lan²⁵⁾.
- 7月 San- $t\bar{u}^{26}$, San- tu^{27} , Wā-klwat²⁸).
- 8月 Tan-chon-hmun²⁹⁾, Tan-chon-mun³⁰⁾, Ta-chon-hmun³¹⁾.
- 9月 Nat-taw³²⁾, Nat-tāw³³⁾.
- 10月 Pla-chuiw³⁴⁾, Plā-chuiw³⁵⁾.
- 11月 Ta-puiw-thway³⁶⁾, Ta-puiw'-thway³⁷⁾, Ta-puiw-tway³⁸⁾.
- 12月 Ta-pon³⁹⁾.

この内,緬暦 4 月を表わす $\mathbf{Mlway-t\bar{a}}$ および $\mathbf{Nway-t\bar{a}}$, 5 月を表わす $\mathbf{Na\dot{m}-k\bar{a}}$, 7 月を表わす $\mathbf{San-t\bar{u}}$ などはいずれも古語で今日では全く使用されていないが,残りはそれぞれ特定 の形に統一されて使われている。

ビルマ暦の月は太陽暦 (Solar Calendar) ではなく太陰暦 (Lunar Calendar) なので, 日数の表示も『白分』(La-chan⁴⁰⁾, Lchan⁴¹⁾) と『黒分』(La-chut⁴²⁾, Lchut⁴³⁾) とに分けら

¹⁷⁾ *Ibid.*, pl. nos. 44a, 63a, 68, 75,a, 121a, 150, 236b, 239, 242, 251, 254a, 272, 377b, 408, 413, 421 a, 428, 439b, 448a, 457a, 459a.

¹⁸⁾ Ibid., pl. nos. 388a, 438a, 445a.

¹⁹⁾ Ibid., pl. nos. 36, 393, 421a.

²⁰⁾ Ibid., pl. nos. 32, 70, 100b, 130, 181, 215b, 216, 245b, 280a, 282, 297, 298a, 367a, 419a, 422a.

²¹⁾ Ibid., pl. nos. 36, 392, 393.

²²⁾ Ibid., pl. nos. 37, 132b, 191a, 197, 211, 248, 286a, 489, 586a, 591a.

²³⁾ Ibid., pl. nos. 69, 90.

²⁴⁾ Ibid., pl. no. 161b.

²⁵⁾ Ibid., pl. no. 182b.

²⁶⁾ Ibid., pl. nos. 47, 100a, 120a, 182a, 233, 243, 250, 368b, 369a, 407b, 451.

²⁷⁾ Ibid., pl. nos. 19b, 34, 79b, 101, 131a, 293, 422c, 491.

²⁸⁾ Ibid., pl. nos. 36, 393.

²⁹⁾ *Ibid.*, pl. nos. 10, 62, 99, 123, 148, 187, 204a, 235, 254b, 268, 272, 274, 283, 365a, 378a, 382, 395, 396a, 436a, 446a, 461b, 462a,4 80a, 500, 501, 515b, 582b.

³⁰⁾ Ibid., pl. no. 585a.

³¹⁾ Ibid., pl. no. 455b.

³²⁾ Ibid., pl. nos. 55a, 102, 147a, 153b, 160b, 162, 186, 224, 227, 285, 377a, 378b, 513, 540a.

³³⁾ Ibid., pl. nos. 13, 73, 143a.b, 144, 145, 146, 153a, 247.

³⁴⁾ *Ibid.*, pl. nos. 4, 15, 51, 56a. b, 83, 103, 110, 131b, 148, 195a, 210b, 234, 249, 286, 372c, 386, 420a, 422c, 486b, 511c, 521, 253a.

³⁵⁾ Ibid., pl. nos. 228a, 253b.

³⁶⁾ Ibid., pl. nos. 54, 98, 152, 195b, 229, 373a, 383a, 390, 478.

³⁷⁾ Ibid., pl. nos. 98, 132a, 196.

³⁸⁾ Ibid., pl. no. 415.

³⁹⁾ *Ibid.*, pl. nos. 12, 17, 65b, 78, 95a, 111, 141b, 176b, 183a, 184, 205, 214b, 226, 290a, 365b, 416a, 442a, 453a, 462, 470a, 476, 488b, 499b, 505a, 516, 523b, 527a, 532, 538a, 539a, 540b.

⁴⁰⁾ Ibid., pl. nos. 7, 10a, 13, 15, 17, 37, 44a, 47, 54, 58, 62, 63a, 68, 70, 76.

⁴¹⁾ Ibid., pl. nos. 12, 24, 31, 69, 84.

れ,それぞれ 1 日から 14 日までの日が現われる。換言するとビルマ語の碑文には 15 日以上の日が現われることはない。白分の 15 日は『満月』(La-plañ 44),黒分の 15 日は『小月』(La-siy 45))で表わされるのが原則だが,稀に『白分 15 満月』(Lchan 15 La-plañ 46))とか,『満月 15 日』(La-plañ 15 ryak 47))という形が使われていることもある。日数は常に ryak を伴う。ryak は "一昼夜"を示す言葉で,昼間のみを示す niy とは区別される。

曜日は, 碑文形では次のように現われる。

日曜 Tan-hnaṅ-ka-nuy⁴⁸⁾, Ta-hnaṅ-ka-nuy⁴⁹⁾, Tan-hnaṅ-ku-nuy⁵⁰⁾, Ta-hnaṅ-ku-nuy⁵¹⁾.

月曜 Tan-hnan-lā⁵²⁾, Ta-hnan-lā⁵³⁾, Tam-hnan-lā⁵⁴⁾, Ta-hṇān-lā⁵⁵⁾.

火曜 Ankā⁵⁶⁾, Angā⁵⁷⁾.

水曜 Putta-hū⁵⁸⁾, Butta-hū⁵⁹⁾, Buddha-ho⁶⁰⁾.

木曜 Kra-sa-pa-tiy⁶¹⁾, Krā-sa-pa-tiy⁶²⁾, Kra-ssa-pa-tiy⁶³⁾, Krā-ssa-pa-tiy⁶⁴⁾.

金曜 Su-krā⁶⁵⁾, Sukkrā⁶⁶⁾, So-krā⁶⁷⁾, Sokkrā⁶⁸⁾.

土曜 Ca-niy⁶⁹⁾, Cā-nī⁷⁰⁾, Cane⁷¹⁾.

(次ページへつづく)

⁴²⁾ Ibid., pl. nos. 4, 32, 34, 51, 56a, 55a, 73, 75a.

⁴³⁾ Ibid., pl. no. 19b.

⁴⁴⁾ *Ibid.*, pl. nos. 99, 100a, 124, 128, 131a, 141a, 190a, 191a, 228a, 229, 234, 235, 239, 243, 249, 251, 254b, 274, 365, 382, 395, 412a, 421a.

⁴⁵⁾ Ibid., pl. nos. 100b, 145, 146.

⁴⁶⁾ Ibid., pl. no. 439a.

⁴⁷⁾ Ibid., pl. no. 439b.

⁴⁸⁾ Ibid., pl. nos. 83, 227, 368, 369a, 377b, 378a.

⁴⁹⁾ Ibid., pl. nos. 153a, 408, 440a, 459a, 523a, 530.

⁵⁰⁾ *Ibid.*, pl. no. 32.

⁵¹⁾ Ibid., pl. no. 229.

⁵²⁾ Ibid., pl. nos. 47, 51, 105a, 119a, 120a, 157, 187, 192, 207, 239, 243, 254a, 264, 377a, 422c.

⁵³⁾ *Ibid.*, pl. nos. 176b, 182b, 210b, 228b, 233, 287b, 291, 388a, 401, 444b, 457a, 461b.

⁵⁴⁾ Ibid., pl. no. 17.

⁵⁵⁾ Ibid., pl. no. 439a.

⁵⁶⁾ Ibid., pl. nos. 70, 195a, 226, 421a, 422a.

⁵⁷⁾ *Ibid.*, pl. no. 254b.

⁵⁸⁾ Ibid., pl. nos. 11, 37, 75a. b, 110, 127a, 132a, 132a, 174, 185, 191b, 210a, 234, 249, 268, 290a.

⁵⁹⁾ Ibid., pl. nos. 65b, 85, 101, 102, 190a, 383a.

⁶⁰⁾ Ibid., pl. nos. 241, 440b.

⁶¹⁾ *Ibid.*, pl. nos. 25, 41, 63a, 76, 90, 127b, 186, 191a, 204a, 215b, 216, 232, 237, 245b, 250, 373a, 399a, 456b.

⁶²⁾ Ibid., pl. nos. 103, 143a, 144, 152, 177a, 184, 198, 381, 382, 451, 461a, 481a, 483a, 484a.

⁶³⁾ Ibid., pl. nos. 15, 34, 54, 88, 98, 100b, 130, 131b, 149, 182a, 247.

⁶⁴⁾ Ibid., pl. nos. 100a, 181.

⁶⁵⁾ Ibid., pl. nos. 21, 29, 39, 56b, 69, 79b, 91, 148, 156, 195b, 196, 217, 248, 267, 288, 367a.

⁶⁶⁾ Ibid., pl. nos. 38b, 73, 122a, 153b, 180, 208, 219a.

⁶⁷⁾ *Ibid.*, pl. no. 205.

⁶⁸⁾ Ibid., pl. nos. 10, 12, 56a.

曜日はすべて niy を伴うが、この曜日 (niy) と日 (ryak) との間には、 1 から 6 までの数字で表わされる別の niy が姿を現わすことも少なくない。例えば、

- 5 ryak 1 niy (pl. no. 293).
- 7 ryak 2 niy (pl. no. 183a).
- 5 ryak 3 niy (pl. no. 193).
- 12 ryak 4 niy (pl. no. 126b).
- 1 ryak 5 niy (pl. no. 203).
- 4 ryak 6 niy (pl. no. 432b).

この niy は、"24時間1日"の ryak(一昼夜)に対し、"12時間1日" すなわち "昼間" のみの時刻を示す言葉であったと思われる。しかも 1 から 6 までの数字のどれかを伴っていることから考えて、1 niy は 2 時間であったと解釈される。(1 niy = 日曜日、2 niy = 月曜日というように、niy を曜日と解釈することもできる。)Niy という言葉が "昼間"のみを示すものであったことは、"夜"(\tilde{n} an)という言葉と対照的に使用されていることによって明らかである。すなわち、次のように、niy が現われるべき位置にしばしば \tilde{n} an が座を占めている。

6 ryak 5 **ñan** san-kon lway (pl. no. 283)

Tan-hnan-lā ñan (pl. no. 422c)

Santū Laplañ nan san-kon ma-rok-mī (pl. no. 422c)

なお、こうした昼と夜の区別のほかに、午前と午後とが識別されていたことも、次の例によって確認される。また、"日の出"も Niy-thwak で表わされている。(pl. no. 428)

La-chan 13 ryāk Buddha-ho Nam-nak niy (pl. no. 241).

Ka-chun La-plañ niy lway (pl. no. 412a).

Ta-pon Lchan 5 ryak niy lway (pl. no. 527a).

時刻の表示法には、pa-hu ir⁷²⁾ または pa-hui⁷³⁾、および na-dī⁷⁴⁾、phlwā⁷⁵⁾ の3種類がある。pa-huir(もしくは pa-hui')は、昼間4、夜間4の計8 pa-huir に分けるもので⁷⁶⁾、華 夷 訳 語 緬 甸 館 雑 字 の巴里本および 東洋文庫本には 『八後』、 大英博物館本には 『把後』、 ケンブリッジ大学蔵本には『卜後』という形でそれぞれ現われる⁷⁷⁾単語である。 ビルマ

⁶⁹⁾ Ibia., pl. nos. 44a, 55a, 58, 123, 194, 197, 235, 242, 297, 395.

⁷⁰⁾ *Ibid.*, pl. no. 372d.

⁷¹⁾ Ibid., pl. no. 285.

⁷²⁾ Ibid., pl. no. 10a. ba-huir (pl. no. 101), pa-huil (pl. no. 162) という形もある。

⁷³⁾ Ibid., pl. nos. 36, 368b, 369a.

⁷⁴⁾ *Ibid.*, pl. nos. 10a, 527a.

⁷⁵⁾ Ibid., pl. nos. 105a, 412a, 235, 241, 533.

⁷⁶⁾ 大野 1967, p.141; U Htoon Myint 1968, Palithet Wawhaya Abhidan, Rangoon, p. 164.

⁷⁷⁾ Ibid., p. 141.

ではコンバウン時代まで現われていたことが,『アラウン大法王戦記』 78 によって確認される。 Na-dī は na-dī 3 pat などという形で使われており,24分1 周の時間を示す。 79 Phlwā は故ウー・バシンによって pha-wa: の古形だと述べられているが,pha-wa: それ自体がいかなる時間的単位であるのか明示されていない。pa-huir,na-dī,phlwā 3 形とも,碑文における使用はあまり目立たない。このことは,前述した二時間単位の"niy"が頻繁に使われていることときわめて対照的である。当時のビルマ人にとっては,pa-huir も na-dī も phlwā も,niy ほどなじみの深い単位ではなかったのではないかと推測される。

仏教は、釈尊の入滅後、マウリヤ王朝のアショカ王の援助保護を受けてから全インドに普及する。 そして仏教の興隆とともに、 仏陀あるいは仏弟子等の遺骨遺品に対する崇拝が出現する。それらが埋葬されてある箇所には壮大な仏塔が建立され、その周囲には見事な彫刻の門や欄桶、石柱などが、比丘、比丘尼、在家信者等によって寄進された。⁸⁰⁾ 彼らは、寄進することによって父母親族あるいは師匠の冥福を祈り、また自らの功徳を積もうとし、あるいはまた一切衆生に功徳をおよぼそうとしたのである。この当時の在家寄進者には王族、武士、農民はほとんど見当たらず、職業的には商工業者および農村の資産家が圧倒的に多かった。⁸¹⁾ 女性の寄進者も男性に匹敵するほど多かった。こうした傾向は、マウリヤ王朝崩壊後も続く。仏塔だけでなく僧院(伽藍)も建造され、種々なものが僧団に寄進されるようになった。⁹²⁾ 僧伽への信徒達の寄進行為は、クシャナ王朝時代になるといっそう盛んになった。寺院、窟院、仏塔、仏舎利堂、講堂、食堂、仏菩薩像、貯水池、井戸、石柱、欄楯等の建造建立が行なわれ、建造された寺院には広大な土地や莫大な金銭が寄進された。⁸³⁾ インドにおける仏教徒達のこうした行為は、その後、ドウバーラバティーのモン人⁸⁴⁾やバガン、ピンヤ、インワのビルマ人に引き継がれた。

ところが、伽藍の建造にせよ仏像の鋳造にせよ、あるいはまた僧伽への奴隷や土地の寄進に せよ、莫大な出費を必要とする。参考までにいくつかの例を挙げると次のようになる。

(1) 仏像の鋳造

黄金 30 klyap, 銀 50 klyap (pl. no. 73).

黄金 100 klyap, 銀 300 klyap (pl. no. 194).

黄金 2,773 klyap (仏像, 僧院, 窟院の総額) (pl. no. 40).

⁷⁸⁾ Twinthindaikwun Mahāsithu. Aldungmintayagyi Ayedawbon, Rangoon.

⁷⁹⁾ Pe Maung Tin and L. H. Luce. *Inscriptions of Burma*. portfolio 1. BBHC vol. 1, no. ii, 1960, p. 245.

⁸⁰⁾ 干潟 1961, pp. 11-12; 中村 1958, P.73.

⁸¹⁾ 中村元 1958, p.73.

⁸²⁾ Ibid., p. 89.

⁸³⁾ Ibid., p. 110.

⁸⁴⁾ 大野 1969, p.211.

(2) 窟院,僧院の建造

銀 1,747 klyap, 黃金 23 klyap, 水銀 92 klyap (pl. no. 164). 銀 2,760 klyap (僧院建造) (pl. no. 503). 銀 64,000 klyap (窟院建造) (pl. no. 459a).

(3) 奴隷の寄進

男女計 100人 (pl. no. 10a.b).

ル 計 178人 (pl. no. 138).

ル計 181人 (pl. no. 144).

// 計 195人 (pl. no. 164).

インド人, ビルマ人計 1,000人 (pl. no. 196).

(4) 土地の奉納

水田 100 pay (pl. no. 63a).

水田 260 pay (pl. no. 138).

水田 510 pay (pl. no. 34).

水田 3,598 pay (pl. no. 234).

当時の黄金と銀との交換比率は 1 対10の割合 $^{85)}$ であり, 奴隷の値段は 1 人あたり銀 14 kly-ap $^{86)}$ から 30 klyap $^{87)}$, 土地の価格は 1 pay あたり金 1 klyap $^{88)}$ から 12.5 klyap $^{89)}$, 銀 1 klyap $^{90)}$ から 20 klyap $^{91)}$ であった。こうした支出に耐え得る能力は一般庶民にはもちろんない。功徳の施主(寄進者)の範囲も,当然限定されてくる。だからビルマにおける最大の施主は,言うまでもなく国王 92)であった。 国王は, Man^{93} , $Man-kri^{94}$, $Man-Raza^{95}$ などとよばれ,その行為にはすべて尊敬を示す補助動詞 $taw-m\bar{u}$ を付けて他の者と区別されている。国王に次ぐ施主は, taverallow ta

⁸⁵⁾ Inscriptions of Burma, pl. no. 143a.

⁸⁶⁾ Ibid., pl. no. 78b.

⁸⁷⁾ Ibid., pl. nos. 75a, 392.

⁸⁸⁾ Ibid., pl. no. 84.

⁸⁹⁾ Ibid., pl. no. 145.

⁹⁰⁾ Ibid., pl. nos. 162, 268.

⁹¹⁾ Ibid., pl. no. 145.

⁹²⁾ *Ibid.*, pl. nos. 24, 31, 34, 41, 63a, 64, 90, 91, 148a. b, 203, 233, 282, 285, 365a, 368b, 369a, 446a, 453a, 455a. b, 459a, 470a, 471, 476, 486a, 491, 493c, 501, 513, 525b, 530, 533.

⁹³⁾ Ibid., pl. nos. 428, 523a.

⁹⁴⁾ Ibid., pl. nos. 98, 182a, 228b, 268, 539a.

⁹⁵⁾ Ibid., pl. no. 376.

⁹⁶⁾ Ibid., pl. nos. 138, 164.

⁹⁷⁾ Ibid., pl. nos. 34, 215b, 216, 229, 232, 395, 483b.

⁹⁸⁾ Ibid., pl. nos. 63a, 152.

⁹⁹⁾ Ibid., pl. nos. 293, 476, 488b.

phu- $r\bar{a}^{100}$ などとよばれる王妃, 王子 (Maṅ-sa) 101 ,王女 (Maṅ-samī) 102 ,王孫 (Maṅmliy)¹⁰³⁾, 皇太后 (Man-phwā¹⁰⁴⁾, Phwā-ran¹⁰⁵⁾), 国王の兄弟¹⁰⁶⁾, おじ¹⁰⁷⁾, おば¹⁰⁸⁾ 等の王 族であった。この点、インドの場合とはかなり異なる。王族に次ぐ施主の筆頭には宰相および その家族がくる。宰相は Amatyā-krī¹⁰⁹⁾, Man-Amatyā¹¹⁰⁾, Amat-krī¹¹¹⁾, Man-mat¹¹²⁾, Man-mat- kri^{113} などと称され、 王族を嫁に迎える 114 などして王家と強く結びついていた。 その下に来るのが官廷の高級役人 (Sam-pyan)¹¹⁵⁾である。Sam-pyan 以外に, Kalan¹¹⁶⁾ と よばれる役人階層もいたが、 Kalan は証人としてしばしば功徳の現場に立会ってはいるもの の, 施主として名を現わすことはない。 このことから考えると, Kalan 達は Sam-pyan ほ ど経済的に豊かではなかった。 すなわち高級役人の Sam-pyan に対し, Kalan は"下級役 人"であったと解釈される。Sam-pyan が"高級役人"であったことは、 その中からしばし ば Amat (宰相) を出している117)ことによっても明らかである。 施主には、 役人以外に、軍 人 (Cac-sū-krī¹¹⁸⁾, Mahā-senāpati¹¹⁹⁾), 村長 (Rwā-sū-krī)¹²⁰⁾, 各種組織の長 (Sū-krī)¹²¹⁾ などがいた。一方、こうした政治権力をもつ階層とは別に、財力に物を言わせる人達もいた。 彼らは"富豪"(su-krway, または su-krway-ma)122)と称され、一般庶民とは別の層を形成 していたと考えられる。功徳の族主には、在家信者だけではなく比丘、比丘尼でもなり得た。 彼らには、san¹²³⁾, san-krī¹²⁴⁾, san-lyan¹²⁵⁾ などの称号が付けられ在家信者と区別される。

¹⁰⁰⁾ Ibid., pl. nos. 390, 413, 483b.

¹⁰¹⁾ Ibid., pl. nos. 129, 540a.

¹⁰²⁾ Ibid., pl. nos. 15, 200, 254b, 291, 365b.

¹⁰³⁾ Ibid., pl. nos. 83, 272, 274.

¹⁰⁴⁾ Ibid., pl. nos. 126, 234, 235, 451.

¹⁰⁵⁾ Ibid., pl. nos. 129, 540a.

¹⁰⁶⁾ Ibid., pl. no. 398.

¹⁰⁷⁾ Ibid., pl. no. 186.

¹⁰⁸⁾ Ibid., pl. nos. 181, 249.

¹⁰⁹⁾ Ibid., pl. no. 10a.

¹¹⁰⁾ Ibid., pl. nos. 134a, 247.

¹¹¹⁾ Ibid., pl. nos. 283, 289, 379, 403a, 478, 486b, 523b, 527a, 591a.

¹¹²⁾ Ibid., pl. nos. 105a. 186, 286, 386, 399b, 401, 408.

¹¹³⁾ Ibid., pl. nos. 453a, 467c, 517.

¹¹⁴⁾ Ibid., pl. nos. 15, 200.

¹¹⁵⁾ Ibid., pl. nos. 24, 132a, 140a, 187, 243, 248, 282, 288.

¹¹⁶⁾ Ibid., pl. nos. 379, 503.

¹¹⁷⁾ Ibid., pl. nos. 273, 274, 277, 290b, 396a; 大野 1971.

¹¹⁸⁾ Ibid., pl. nos. 489, 517b.

¹¹⁹⁾ Ibid., pl. nos. 73, 80, 382.

¹²⁰⁾ Ibid., pl. no. 436a.

¹²¹⁾ Ibid., pl. nos. 153a, 444b, 447, 462a.

¹²²⁾ *Ibid.*, pl. nos. 127b, 128, 141b, 157, 161b, 177a, 190b, 213a, 217, 237, 267, 295, 383a, 402a, 448a, 463.

¹²³⁾ Ibid., pl. nos. 28a, 191b.

在家信者の施主には、 男性 (名前の前に na- が付く)¹²⁶⁾ 以外に女性 (名前の前に ui-, ui'- uih-, uin- uim- 等が付く)¹²⁷⁾も相当いた。 また、 単独ではなく夫婦 (lan-miyā, lan-myā, lan-mayā, あるいは mon-hnam などとよばれる)¹²⁸⁾で施主になる例も少なくなかった。

以上,ビルマ語碑文の構成要素 7 項目の内,はじめの 3 項目についてその特徴を明らかにした。残り 4 項目について引続き記述しようとしないのは,実はその 4 項目こそが本稿の主要な考察内容だからで,それらはいずれも本論において取り扱われる。

パガン時代以降のビルマの仏教は, アノーヤター王 (碑文に現われる名称は Aniruddha. 文献上では Anawrahta と書かれることが多いが、 実際は"アナウラタ"ではなく"アノー ヤター"と発音する)のタトン征服後パガンにもたらされた南方上座部(Theravāda)仏教で あり、それ以前にこの地に栄えていたのは『アリー』とよばれる大乗系(密教系、タントラ系 等の説もある)の仏教であると従来言われてきた。その出典は A. Phayre や G.E. Harvey 等の"ビルマ史"であり、 その根底には Hmannan Mahāyazawindawgyi や、 Ukalā の Mahāyazawindwgyi 等のビルマ語の年代記がある。 一方また、 大史 (Mahā Vaṃsa), 島 史(Dīpa Vaṁsa)といった蔵外文献による考察も行なわれてきた。従って,これらを頼りと する限り、(1) アリーは邪教である。(2) アノーヤター王は, 堕落腐敗したパガンの宗教改革 を行なうためパーリ語一切経をタトンに求めたが,拒絶されたため出兵した。(3)タトンのモ ン族の地に栄えていた仏教は南方上座部系の仏教である。(4) アリー達はアノーヤター王によ って弾圧され消滅した,云々といった趣旨の文が飽きもせずにくり返し,くり返し書かれてき た。こうした論考に対して,アリーは邪教徒ではなかったし,アノーヤター王によって弾圧され たこともない。アノーヤター王のタトン攻略は宗教上の純粋な動機に基づくものではなく, 領 土獲得のための侵略戦争であった。タトンのモン族の間で信奉されていたのは上座部仏教とい うよりもビシュヌ信仰であったというような,いわば従来の通説を根底からくつがえすような 説が何人かの歴史学者129)によって出されている。こうした新説の主張者達に共通する特徴は, いずれも年代記などを中心とした従来の文献学的な研究に飽き足らず,もっぱらビルマ各地に 散在している碑文を基に,実証的な研究を行なっていることである。パガン時代以降のビルマ の宗教問題についても、 すでにこうした 碑文を基に分析考察された きわめて 説得力の強い論

¹²⁴⁾ Ibid., pl. nos. 22, 37, 123, 557a.

¹²⁵⁾ *Ibid.*, pl. nos. 39, 197. タントゥンは, saṅ-krī を senior monks, saṅ-lyaṅ を junior monks と 規定している。 Than Tun "Religion in Burma, A. D. 1000-1300," p. 60. また, saṅ-krī を出 家, 在家にかかわらず集団の長であるとする人もいる。 Pe Maung Tin 1960b, p. 415; Pe Maung Tin 1960a, p. 433.

¹²⁶⁾ Ibid., pl. no. 10a; 大野 1971.

¹²⁷⁾ Ibid., pl. nos. 47, 51, 70, 83.

¹²⁸⁾ Ibid., pl. nos. 73, 101, 129, 152, 197, 200, 240, 376, 416b, 528, 536.

¹²⁹⁾ 例えば、マンダレー文理科大学のタントゥン博士など。 その著者論文については、 大野 徹 「批評と 紹介・タントゥン著古代ビルマ史」『東洋学報』 52巻 3 号, pp. 114-125 参照。

文¹⁸⁰⁾がいく篇も発表されている。 従ってこれからのビルマ史研究には, こうした成果を基礎 に踏まえる必要があることは言うまでもない。

本稿の目的は、現存するビルマ語諸碑文を基にパガン、ピンヤ、インワ各時代を通じてみられるビルマ人の信仰意識を探るとともに、当時の宗教がいかなるものであったかを明らかにすることにある。とは言っても、当時のビルマ人仏教徒の信仰意識をその心理面にまで立ち入って分析することは、いくら碑文を活用したところで限られた資料のわく内ではとうてい不可能である。そこで本稿では、表面に現われた具体的な事象を手がかりに次の三つの点について考察してみる。

- (1) 功徳の内容
- (2) 功徳の動機あるいは目的
- (3) 功徳の回向(祈願対象)

用いた資料は、Pe Maung Tin and G. H. Luce: *Inscriptions of Burma*. Portfolio I \sim V. Rangoon 1933 \sim 1956 の中に収録されているビルマ語碑文の写真版約 600 枚である。 もっとも、摩滅の度合が甚だしくて判読不能あるいは著しく判読困難なものは対象から取り除いてある。出所を明らかにするため、必要項目ごとにアラビア数字で Plate Number を示した。行数は、煩雑なのでその表示を省略する。

Ⅱ 功徳の内容

パガン、ピンヤ、インワ各時代のビルマ人仏教徒の功徳を内容別に分類してみると次のようになる。もっともこの分類は、施主によって積まれた功徳の種類を示すだけのものであって、施主の行為がその内のいずれかひとつに限定されているということではない。

(1) 仏像製作 (pl. nos. 17, 18, 21, 23, 31, 37, 40, 83, 84, 88, 138, 164, 191a, 194, 195a, 208, 232, 234, 247, 249, 386, 388a, 400a, 403a, 525b).

仏像の素材には、一般に金(pl. nos. 40, 73, 80, 195a, 249, 400a), 銀(pl. nos. 73, 80, 194, 207, 249)が使われているが、大理石(pl. no. 73)や玻璃(pl. no. 80),象牙(pl. no. 80),菩提樹の枝(pl. no. 80)等が使われたこともある。 仏像に『黄金の溶液を塗る』(pl. nos. 6, 73)という表現もしばしば見出されるが、これは何かの素材に塗金したものと思われる。製作される仏像は原則として釈迦牟尼仏であるが、時には釈尊を含む五仏(pl. no. 461b)であることもある。五仏とは、拘楼孫仏(Kokkusan Bhuhrā¹³¹⁾,Kak-kusan Puhrā¹³²⁾),拘那含仏(Gonāguim)¹³²,迦葉仏(Kassapa)¹³²,釈迦牟尼仏

¹³⁰⁾ Than Tun "Religion in Burma, A. D. 1000-1300,"; Than Tun "Religious Buildings of Burma, A. D. 1000-1300," Than Tun "Mahā Kassapa and his Tradition,"; Pe Maung Tin 1960a.

¹³¹⁾ Inscriptions of Burma, pl. no. 31.

¹³²⁾ Ibid., pl. no. 249. Gotama の名は, pl. nos. 506, 589, 591b にも現われる。

(Gotama puhrā)¹³²⁾, 弥勒 (Mittryā¹³²⁾, Mittaryā puhrā¹³³⁾, Mitryā¹³⁴⁾, Mittañ¹³⁵⁾, Ariyamettañ puhrā¹³⁶⁾) である。この五仏に対する信仰以外に, 釈尊の十大弟子の一人であった舎利弗 (pl. nos. 6, 296, 520a) や目犍連 (pl. nos. 6, 520a) 等も崇拝されていた。(2) 三蔵製作 (pl. nos. 31, 105a, 164, 200, 205, 248, 249, 386, 390).

三蔵は経蔵, 律蔵, 論蔵のことで, 碑文では Ti-pitaka (pl. no. 274) とか, Pitakat suṁ puṁ (pl. nos. 205, 234, 248, 249, 289) とか書かれている。 南方上座部系の三蔵 すなわちパーリ語一切経は, 一般に次のように¹³⁷⁾分類される。

i) 律蔵 (Vinaya Piṭaka)

経 分 別 (Sutta Vibhanga Pātimokkha) {比 丘 戒 本 (parājikā) 比丘尼戒本 (pācittiya)

聚 蘊 部 (Khandhaka) {大品(Mahā Vagga) 小品(Culla Vagga)

附 録 部 (Parivāra) 19章から成る

ii) 経蔵 (Sutta Piṭaka)

長 部 (Dīgha Nikāya) (第一聚 (Sīlakhanda Vagga) 第二聚 (Mahā Vagga) 第三聚 (Pāṭika Vagga)

中 部 (Majjhima Nikāya)

增支部 (Anguttara Nikāya)

小 部 (Khuddaka Nikāya) (法句 (Dhamma pada) 経集 (Sutta nipāta) 本生 (Jātaka) 等15種を含む

iii) 論蔵(Abhidhamma Piṭaka)

法 聚 論 (Dhamma Sangaṇī)

分别論 (Vibhanga)

界 論 (Kathā Vatthu)

人施設論 (Puggala Paññatti)

双 論 (Dhātu Vibhaṅga)

¹³³⁾ Ibid., pl. nos. 202, 206, 216, 275.

¹³⁴⁾ Ibid., pl. no. 283.

¹³⁵⁾ Ibid., pl. no. 293.

¹³⁶⁾ Ibid., pl. no. 249.

¹³⁷⁾ 赤沼 1921, pp. 457-458; 龍山 1942, pp. 67-73; 宇井 1965 b, pp. 118-130; 宇井 1965 a, pp. 118-119; 中村 1958, pp. 51-52; 渡辺 1936, pp. 100-104.

発 趣 論 (Yamaka)

論事論 (Paṭṭāna)

ビルマでは、経蔵の小部(Khuddaka Nikāya)に、上述の15種以外にさらにミリンダ 問経 (Milinda Pañhā), 経摂 (Sutta Saṁgaha), 篋蔵論 (Petako Padesa), 導引 (Netti) 等が加わる。138) 三蔵について碑文には Ti-pitaka, あるいは Pitakat sum-pum と記されているだけで詳しい説明はないが、経蔵の五部 (Pañca Nikāya) は8万4千の 経 (nikāy nā-pā hyat-son liy-thon tryā piṭakat sum-pum) で構成されており (pl. nos. 234, 247), 最もよく使用されたのは長部第一聚の Sīlakhanda Vāsī, 論蔵の Abhidhamma Sanginī, 小部の本生譚 (Tassa Jātaka), 同じく小部の法句経 (Dhamma Pada) それに律蔵 (Vineñ) など (pl. no. 372) であった。また九分教の一つである『授 記』(Vyākarana)も,パーリ語ではなく梵語(Samsakruit Byākaruin)の形で知ら れていた (pl. no. 289)。 巴利語経典と並んで梵語経典がパガンに存在していたことは, この地に大乗系の仏教があったことを物語っている。しかしパガンの仏教の主流は、やは りセイロンの 流れをくむ 南方上座部の 系統であった 。緬暦 627 年(西暦1265年)の碑文 (pl. no. 250) には, 次のように記されている。 『釈尊, 入滅前に帝釈天を呼びて, セイ ロン島にてシュリ・ダルマ・ソーカ大王の子息マヒンダ僧正,教えを確立せむ。汝,応援 すべしとて附記されしが故に』(puhrā skhan niyraban mamūmī sakrāman kui khaw ruy sinkhuiw klwan hnuik siri dhammasuk mankrī sā mahinda thera sāsanā tañ rac aṁ naṅ coṅma khyaṅ rac maṅ hu hnaṅ kha ra kā)。 ペガンの ビルマ人は,13世紀の中頃,すでに阿育王の諸方開教と大長老摩哂陀のセイロン島派遣139) とを知っていたのである。なお、三蔵を"製作"するとは、"写経"を意味したものと考 えられる。

(3) 仏塔の建立 (pl. nos. 69, 80, 272, 274, 283, 400a, 455b, 513)

この場合の"仏塔"とは『チェティヤ』のことで、碑文では cetī という言葉で表わされている。一般に支提(チェティヤ)といえば、舎利を納めずに単に記念のために造営したものを指す 140 が、パガン時代のビルマの cetī には、次の窟院同様、その内部に仏像、舎利、三蔵等が胎蔵(thāpanā)されている(pl. nos. 10a, 17, 73, 80, 105a, 194, 200, 241, 249, 390)。建立される仏塔は、cetī だけではなかった。窟院(kū)や浮図(puthuiw)、経庫(pitakat thā rā tuik)なども建造されている。

窟院 (kū) 建造 pl. nos. 17, 18, 21, 23, 40, 68, 69, 73, 83, 84, 102, 127a, 138, 152,

¹³⁸⁾ 宇井 1965 b, P.130; 論蔵は当時17巻知られていた (pl. no. 242)。

¹³⁹⁾ 赤沼 1921, p.493; 林・平松共訳 1932, pp. 134, 143-4, 151; 南伝大蔵経 第60巻.

¹⁴⁰⁾ 林·平松共訳 1962, P.36.

164, 181, 194, 200, 205, 232, 234, 247, 248, 249, 282, 283, 386, 393, 451.

浮図 (puthuiw) 建立 pl. nos. 23, 368, 369, 373b.

経庫 (tuik) 建造 pl. no. 164.

尖塔 (prasat) 建造 pl. nos. 283, 288, 428, 504.

- (4) 僧院 (Klon) 建設 (pl. nos. 12, 17, 18, 24, 31, 37, 64, 69, 73, 84, 88, 102, 127a, 153a, 165a, 177a, 185, 192, 194, 200, 205, 215b, 216, 224, 234, 235, 240, 243, 244, 247, 249, 254b, 265, 277, 285, 289, 290, 303, 386, 388a, 390, 392, 395, 396a, 398, 399b, 400a, 428, 452b, 458, 464b, 474, 504, 523, 530, 532)
 - (3) の仏塔建立は『三宝』の内の"仏"と"法"とに対する功徳であるが,(4) の僧院(伽藍) 建造は"僧"すなわち比丘または僧伽に対する功徳である。緬暦593年(1231AD)の碑文(pl. no. 69)には次のように記されている。『仏陀の弟子達を住まわせるべく心地良き伽藍をも建造せり』(phurā skhaṅ tape'sā skhaṅ myā tuiw e ne cim so hnā sāyā cwā so kloṅ le plu e)また,緬紀 622年(1262AD)の碑文(pl. no. 194)には,『師,阿闍梨に,暑き寒き疲れを癒してもらうため(中略),長老と共に阿闍梨に起居してもらうため,僧院をも建造せり』(skhaṅ Aryā pu-so khyaṁ-so paṅpan-so ṅrim cim-so-hnā, skhaṅ thera hnaṅ akwa-so Aryā-tuiw niy ciṁ-so-hnā kloṅ le plu e')。耐久性をもたせるため,僧院はしばしば煉瓦で造られた。煉瓦造りの僧院は、Kulā Kloṅ (pl. nos. 234, 277, 283, 288, 382, 402, 428, 494, 504, 528)とよばれる。「牡・ト 煉瓦造りであるため,それは場合によっては経庫(pl. no. 234)や寺小屋(pl. no. 382)などにも使われた。僧院以外の建造物としては,説法堂(dhammasā),戒壇(sim),寺小屋(cā saṅ kloṅ),在家信者の休憩所(jarap),仏塔や伽藍の周囲の玉垣(tan-tuiṅ)などが盛んに建造された。

説法堂 (dhammasā) pl. nos. 73, 105a, 152, 185, 234, 416b.

戒 壇 (sim) pl. nos. 205, 390, 416b.

寺小屋 (cā san klon) pl. nos. 152, 390.

休憩所 (jarap) pl. nos. 73, 372; (tan chon) pl. no. 73.

玉 垣 (tan-tuin) pl. nos. 12, 17, 18, 37, 69, 73, 127a, 164, 194, 232, 234, 247, 277, 283, 390.

回 廊 (can kram) pl. nos. 73, 80, 152.

こうした建造物のほかに,施主達は,梵鐘 (khon lon) を鋳造したり,井戸 (riy twan)

¹⁴¹⁾ Than Tun "Religious Buildings of Burma," p. 73; Pe Maung Tin. "Buddhism in the Inscriptions of Pagan," p. 428.

や池 (kan, または kān) を掘ったり, 菩提樹 (ñon pan) や砂糖椰子の樹 (than pan), マンゴーの樹 (siryak pan) などを植えたり, 本生譚 (jāt) を描いたりした。 本生譚の数は通常 "550" と言われているが, 碑文に現われる数には "500" (pl. nos. 73, 194) と "550" (pl. no. 105a) の二通りがある。

梵鐘 (khoṅ loṅ) 鋳造 pl. nos. 105a, 153a.

井戸, 池の掘さく pl. nos. 40, 73, 153a, 213a, 249, 303, 372, 381.

菩提樹の植樹 pl. nos. 17, 40, 105a, 213a, 232, 377b.

砂糖椰子の植樹 pl. nos. 73, 195a, 207, 377a. b, 380, 388a, 390, 393, 412b, 532. マンゴーの植樹 pl. no. 254a.

本生譚 (jāt 550) 描写 pl. nos. 73, 105a, 194, 248.

仏塔伽藍の建造は盛んであったが、一旦破損崩壊した仏塔の修理にはあまり熱心ではなかったようである。そのため施主達は、自分の建立した仏塔伽藍が破損しないよう、その維持には特に細心の注意を払った。次の奴隷献上にも、仏塔の維持修復という施主の願いが込められている。しかし、崩壊した仏塔も放置されていたわけではなく、修復されたことはいくつかの例 (pl. nos. 36, 138, 164, 224, 393) によって確かめられる。

(5) 奴隷142)の奉納

奴隷や土地,家畜,家具,財宝等の寄進は,波羅蜜の『布施』(dāna pāramitā)の顕現であり,仏塔伽藍の建立とは趣を異にするが,功徳を積むという点では変わりはない。献上された奴隷の数は,数人 (pl. nos. 6,8a.b,22,27,34,36,47,54,56b,70)から数十人 (pl. nos. 5,7,12,13,25,32,37,44a,63a,156),場合によっては数百人 (pl. nos. 10a.b,34,65a,73,78a,94a,138,144,164),極端な場合には千人を越える (pl. nos. 19b,164) ことすらあった。奉納の対象は,仏陀(仏像の場合を含む),法(経典の場合を含む),僧伽,以上3種を包括した三宝,仏塔(窟院を含む),僧院,比丘などさまざまである。その具体例は次のとおり。

仏陀 (仏像) に。 pl. nos. 6, 15, 17, 21, 27, 28a. b, 29, 32, 37, 39, 47, 56a. b, 62, 70, 85, 88, 99, 100b, 101, 110, 119a, 121b, 126, 129, 130, 131b, 134, 138, 150, 160b, 182a, 184, 191a, 193, 198, 204a, 206, 211, 217, 219a, 226, 238, 241, 255, 259, 265, 286, 291, 372d, 373b, 378a, 388a.

仏法 (経典) に。 pl. nos. 39, 122a, 182b, 190a, 194, 248, 291, 365a.

僧伽 (saṅkhā, saṅghā) に。 pl. nos. 94b, 181, 216, 291.

¹⁴²⁾ 仏教奴隷の起源や奴隷社会の構成については,大野 徹「碑文からみた12-14世紀中部ビルマの奴隷社会」『第21回日本人類学会日本民族学会連合大会一般講演抄録』pp. 23-24.

三宝 (ratanā suṃpā) に。 pl. nos. 13. 83, 94, 102, 144, 148a.b, 152, 156, 164, 165a, 180, 185, 208, 214b, 232, 233, 234, 235, 243, 250, 254a.b, 272, 291, 400a.

仏塔 (cetī) に。 pl. nos. 12, 28a.b, 501,

浮図 (puthuiw) に。 pl. nos. 8b, 22, 54, 101, 127b, 164.

窟院 (kū) に。 pl. nos. 54, 56a, 157, 190a, 194, 451, 501.

戒壇 (sim) に。 pl. nos. 190b, 265.

僧院 (kloň) に。 pl. nos. 36, 138, 160b, 164, 190a, 194, 195b, 203, 212, 214b, 216, 378b, 396b, 412b, 419a, 501.

比丘 (skhan, thera, mather) に。 pl. nos. 6, 7, 30a, 34, 40, 237, 249.

奴隷の寄進とは逆に,後世になると奴隷の解放(贖身)が行なわれるようになった(pl. nos. 201a, 217, 219a)。 Uccanā の王女であり宰相 jayyasaddhiy の妻でもある Acawlat (pl. no. 200)は,次のように誓っている。 『以上の奴隷は仏法僧にも寄進すべからず。子孫にも与えず。(中略)わたし亡き後は草青く水清き処へ行かしめよ。(中略)このわたしが解放せし奴隷達には土地一干を与う』

(6) 土地の寄進

仏塔伽藍の建立, 奴隷の奉納と並んで多い施主の功徳の一つが, この土地の寄進である。この三つの功徳行為は相互に関連性をもっており,一般的にはまず仏塔伽藍が建立され,それに対して奴隷および土地が寄進されるという形態をとる。献上される土地は大部分が水田(lay, lāy) だが,畑(ryā),庭園または果樹園(uyan, uyān, uyyan, uyañ)である場合もある。 寄進される土地の面積は、少ない時で数 pay (pl. nos. 5, 6, 54, 399b, 416a)から数十 pay (pl. nos. 7, 24, 27, 28a, 29, 34, 41, 44a, 51, 62, 64, 396b, 400a, 428),多い時には数百 pay (pl. nos. 10a, 12, 39, 63a, 138),時には数千 pay (pl. nos. 65a, 68, 69, 164, 234, 390, 393)にのぼることもある。極端な例として十万 pay の土地が寄進された例(pl. no. 31)すらある。土地の寄進対象も、奴隷の場合同様さまざまであるが、たいていの場合重複しており、個別的に切り離せないのが普通である。 仏陀(puhrā)に。pl. nos. 6, 10a, 15, 21, 27, 28d, 29, 39, 41, 47, 63a, 64, 65a, 80, 99, 126, 134, 138, 183a, 184, 197, 205, 217, 219a, 224, 238, 248, 265, 284, 285, 381, 396a, 416a, 429, 447, 448b, 449.

仏法(経典 pitakat)に。 pl. nos. 39, 80, 145, 162, 205, 265, 291, 396a.

僧伽 (saṅghā) に。 pl. nos. 7, 10a, 162, 183a, 216, 265, 291.

三宝 (ratanā sumpā) に。 pl. nos. 68, 69, 83, 84, 90, 94, 103, 132a, 140a, 143a, 148b, 152, 164, 165a, 186, 190a, 192, 200, 229, 232, 233, 234, 235, 239, 243, 245b.

250, 254b, 272, 291, 365a, 396a, 399a, 400a, 490b.

仏塔 (cetī, puthuiw, kū, sim) に。 pl. nos. 12, 54, 126, 164, 241, 265, 282, 291, 377a, 380, 413, 415, 416b, 455a, 501, 513.

僧院 (klon) に。 pl. nos. 18, 24, 164, 177a, 185, 195b, 203, 215b, 226, 228a, 229, 240, 241, 242, 244, 252, 272, 274, 282, 285, 290a, 293, 379, 380, 388a, 395, 396b, 398, 399b, 413, 416a, 464b, 491, 493c, 523a.

比丘 (sikhan, skhan, aryā) に。 pl. nos. 6, 80, 98, 162, 163, 192, 217, 224, 240, 293, 296, 396a. b, 428, 476.

(7) その他の布施

奴隷、土地の寄進以外の布施には、(イ)財宝、(ロ)家畜、(ハ)什器等の寄進がある。 財宝の種類には金 (hruy, hrūy, rhuy, hrue, hruey), 銀 (nuy, nue, nuey, nwey), 銅(kriy-nī, kriy-phlū),真珠(pu-lay),珊瑚(san-tā)等があり,未加工のまま,あ るいは何らかの形に加工された上寄進されている (pl. nos. 37, 40, 73, 94b, 145, 194, 249,504)。 家畜は水田とともに奉納されることが多く, 三宝に寄進された農地が現実に 耕作されたことを示している。寄進された家畜には牛 (nwah, nuā), 水牛 (klway), 馬 (mran), 山羊 (chit), 象 (chan) などがあり (pl. nos. 19b, 20a, 28a. b, 32, 34, 40, 41, 65a, 68, 82, 83, 85, 96, 104, 134, 138, 139, 145, 147a, 152, 182b, 212, 217, 219a, 235, 236b, 274, 283, 295, 368, 373b, 386, 396b, 408, 412b, 415), 寄進された頭数も牛 14頭 (pl. no. 34), 35頭 (pl. no. 28a. b), 100頭(pl. no. 85), 200頭 (pl. no. 68), 500頭 (pl. no. 19) と, かなりの数にのぼる。 寄進された家畜としては牛が一番多く, 次いで水牛。馬や山羊,象等の寄進が少ないのは,これら家畜の絶対数が牛や水牛ほど多 くなかったからでもあろうが、同時にこの当時のビルマの産業形態が牧畜業よりは農業、 それも畑作よりは水田耕作に重点がおかれていたことを推測せしめる。寄進された什器と しては, 燭台, 盆, 鍋, 杵, 水差し, ひしゃく, 椀などがある (pl. nos. 37, 38b, 39, 65, 70, 73, 80, 88, 95a, 138, 182a)。また,塩 (pl. no. 164),唐子 (pl. no. 164),米,胡 麻, 油, 布 (pl. no. 393) などが寄進されたこともある。以上は三宝への寄進だが,比 丘あるいは僧伽への喜捨として食事が提供されたり (pl. nos. 6, 17, 36, 393), 托鉢用の 鉢 (pl. nos. 40, 65a) や袈裟 (pl. nos. 6, 10a, 17, 19b, 21, 40, 368b, 393, 504) が献 上されたこともあった。

これら寄進行為の中では,(1) 仏像製作,(2) 窟院,僧院の建造,(3) 仏陀,三宝,僧 院への奴隷献上,(4) 仏陀,三宝,僧院への土地寄進などが特に目立っている。

上述のような功徳を積むための具体的な寄進行為が行なわれる場合、施主は僧侶達に攘災の 呪文を念誦してもらったり、灌水供養したり、証人を立てたりしている。これらは寄進行為の 付随行事であるが、特に証人を立ち会わせることは重要視されていた。

攘災の呪文は、碑文では paruit と書かれているが、おそらく paritta から来源したものと思われる。paritta は、小部(Khuddaka Nikāya)中の小誦(Khuddaka Pāda)その他の経典から抽出してまとめられた28経の集録である。¹⁴³⁾呪文は、複数の比丘、阿闍梨によって念誦(paruit rwat e')された(pl. nos. 10a, 200)。

灌水供養 (riy can taw khla e'. riy can taw swan e') は寄進物に水を注ぐ (pl. nos. 15, 16, 24, 31, 98, 99, 139, 143a. b, 145, 147b, 152, 190b, 192, 210a, 215, 219b, 244, 272, 273, 274, 284, 286, 290b, 291, 297, 365a, 368b, 369a, 371a, 428) 儀式であるが, 時には『太鼓を打ち鳴らし,喇叭を吹奏して』 (pl. no. 31) 華やかに挙行されることもあった。

証人(saksiy)は、施主の功徳を立証する人で、通常複数の人が立ち会う。 証人には、(1) 比丘、(2) 賢者(sukhamin)、(3) 国王、王子、皇太后等の王族、(4) 宰相、将軍、(5) 高 級、下級の役人(kalan, saṃpyaṅ)、(6) 母、息子、娘、姉妹、兄弟等の家族、(7) 在家信 者等が立っている。

- (1) 比丘(阿闍梨を含む) pl. nos. 17, 22, 29, 39, 41, 51, 77, 83, 99, 101. 152, 206, 214b, 231b, 237, 251, 298a, 381, 516.
- (2) 王族 pl. nos. 31, 265, 272, 274, 484a, 494, 495b, 503.
- (3) 宰相,将軍 pl. nos. 39,51.
- (4) 賢者 pl. nos. 22, 30a, 39, 129, 132.
- (5) 役人 pl. nos. 24, 29, 123, 272, 274, 282, 298a, 382, 395, 408, 415, 420a.
- (6) 家族 pl. nos. 132a, 161a, 265, 416a.
- (7) 在家信者 pl. nos. 22, 29, 30a, 41, 62, 70, 122a, 129, 177a, 195b, 197, 207, 208, 210a, 212, 214b, 236b, 259, 269, 422a.

このほか, 証人には村長 (pl. no. 123) や裁判官 (pl. no. 149) が立つこともあった。また, 夫婦が何組か立ち会ったケース (pl. nos. 284, 295) もある。

証人の人数は一定していない。一般に十人以下の場合 (pl. nos. 22, 41, 62, 101, 197, 207, 231b, 259, 265, 381, 422a) が多いが、十人を越える場合 (pl. nos. 29, 39, 70, 83, 122a, 177a, 208, 210a) もあった。また、50人 (pl. no. 99) という多数の証人が立ち会ったこともある。

『証人に立つ』ことは、(1) 証拠となる (saksiy $m\bar{u}$)、(2) 祝福する (anumodanā khaw)、(3) 見る ($mra\dot{n}$)、(4) 聞く ($kr\bar{a}$)、(5) 知る (si) などといった動詞、あるいはそれら二つまたは三つの組合せによって示されている。

¹⁴³⁾ 龍山 1942, p.73.

- (1) 見 た pl. nos. 157, 161b.
- (2) 聞 い た pl. nos. 41, 99, 100b, 182b, 197, 206, 210a, 231b, 272.
- (3) 知った pl. nos. 100a, 177a, 183a, 245b, 274, 592a.
- (4) 聞き知る pl. no. 273.
- (5) 知り聞く pl. nos. 39, 123, 210a, 214b, 273, 419a.
- (6) 見 知 る pl. no. 129.
- (7) 知り見る pl. nos. 152, 244, 272, 381, 395, 422a.
- (8) 見聞 く pl. nos. 101, 122a.
- (9) 知り見聞く pl. no. 408.
- (10) 証拠となる pl. nos. 39, 70, 88, 94a, 99, 101, 123, 190a, 407b, 591b.
- (11) 祝福する pl. nos. 24, 31, 265, 295, 365a, 399a, 516.

Ⅲ 功徳の動機または目的

"功徳の動機"と"功徳の目的"とは同じ事柄の異なった表現にほかならないが,何が故にかかる功徳を積むのかということを前もって施主が明らかにした場合が前者であり,施主が積んだ功徳の結果かくあれかしと祈願する場合が後者である。文章構成上,この両者が碑文の中で別々に扱われているため,本稿でも便宜上2部に分けて記述する。

1. 功徳の動機

いろいろな理由が述べられているけれども,それらは,(1)個人的理由,(2)信徒としての 現実的理由,(3)大乗的発想の三つにまとめられる。たいていの場合,理由は一つではなくい くつかの要素がからみ合っている。

(1) 個人的理由

- (i) 神の国に去りし夫を偲ばんがため。 pl. nos. 143a, 145, 147a.b.
- (ii) 『無常』の真理を畏怖して。 pl. nos. 143a, 145, 147a.b.
- (iii) 生れ変わった時飢餓の苦しみを避けるため。 pl. no. 10a.
- (iv) 輪廻 (Saṅsarā, Saṅsarā) の苦しみから逃れんがため。 pl. nos. 10a, 12, 13, 24, 138, 164, 200, 530.
- (v) 菩提 (sabbañuta ñān, sabbañu puhrā chu) を得んがため。 pl. nos. 6, 10a, 13, 31, 73, 194, 200, 275, 503.
- (vi) 涅槃 (Niraban, Niyraban, Niyrapan, Niñrapan, Nibban) の幸を望むが故に。 pl. nos. 12, 140a, 289, 530.
- (vii) 弥勒仏に値偶したきため。 pl. no. 293.

以上の内, (iv) (v) (vi) の三つは同じ事柄の異なった表現にすぎない。当時のビルマ人にとって"涅槃"とは、『諸々の苦しみ (chaṅ-ray) が尽きる』(pl. nos. 69, 234), あるいは『苦しみ (chuiw-ṅray) のない』(pl. nos. 73, 194, 216), 『あらゆる苦しみが消滅する』(pl. nos. 247, 390) 処であり、『輸廻の苦しみがいっさい消滅した』(pl. no. 200), 『輪廻の苦しみから解放された』(pl. no. 413) 処として、理解されていた。

(2) 信徒としての現実的理由

- (i) 比丘達の四肢身体を洗い清め、掃除をさせるため。 pl. no. 186.
- (ii) 釈尊の教えを永遠に存続せしめんがため。 pl. nos. 84, 398.
- (iii) 三宝を豊かならしめるため。 pl. nos. 190a, 293, 421a, 428.
- (iv) 三宝を維持修理するため。 pl. nos. 69, 164, 234, 235, 393.
- (v) 三宝を 5,000 年間存続せしめんため。 pl. nos. 272, 274, 275, 290b, 380, 398, 400a, 446a, 453a, 455a, 458, 470a, 492c, 494, 513, 516b, 517a, 523a, 525b, 530, 532.
- (vi) 功徳を 5,000 年間持続せしめんため。 pl. nos. 73, 90, 152, 177b, 228b, 273, 277, 401, 474, 478, 486a, 503.

仏陀の教えを,三宝を,あるいは功徳を永遠に存続せしめたいと願う反面,"5,000年間"存続せしめるという表現もしばしば使われている。これは,仏陀の教えが 5,000 年しか続かないと当時のビルマ人が考えていたから 144 にほかならない。 ビルマ人の考えによれば, 釈尊は入滅前その教えが 2,500 年続くとしたが,その教えをさらに 2,500 年間金剛杵で守護するからと帝釈天に懇願されたため, 結局 5,000 年間になったのだ 145 という。 いわゆる "末法思想"とは違うにしても,当時のビルマ人が『仏教は一定期間しか持続しない』という考えを抱いていたことはこれら碑文からして明らかである。

(3) 大乗的発想によるもの

ここでいう "大乗的" 発想とは、施主が自分自身の解脱を願うだけでなく "衆生済度" の 祈願を抱いていたことを指す。施主の"利他"的心理による"回向"精神を意味する。

- (i) 全ての人を輪廻の苦しみから救うため。 pl. nos. 8a, 73, 194, 235, 249, 275, 283.
- (ii) 全ての人間, 諸々の天を涅槃へ運びたいため。 pl. no. 275.
- (iii) あらゆる生き物を涅槃の国へ至らしめるため。 pl. nos. 73, 194.
- (iv) あらゆる生き物を解脱させるため。 pl. no. 164.

"あらゆる生き物"すなわち有情とは、碑文では『下は阿鼻地獄から上は有頂天に至るまでの宇宙にすむ生き物ことごとく』(pl. nos. 164, 194)であり、 具体的には『あらゆる人

¹⁴⁴⁾ Than Tun "Religion in Burma, A. D. 1000-1300," p. 50.

¹⁴⁵⁾ Htin Aung 1962, p. 33.

間,天』(pl. no. 275) から『あらゆる餓鬼, 阿修羅, 畜生』(pl. no. 200) までを含むものである。

2. 功徳の目的(祈願内容)

祈願の内容は変化に富んでいて、いくとおりもの表現形式が見られる。それらを整理してみると、(1) 現実的、世俗的な祈願、(2) 自利的なもの、(3) 利他的、大乗的性格をもつもの、

- (4) 輪廻思想が明確なものに大別される。
- (1) 現実的,世俗的な祈願
 - (i) 僧伽の必要をみたすものたれ。 pl. no. 29.
 - (ii) 人間世界にありては栄光大きく長寿たれ。 pl. nos. 38a, 144, 146, 186, 224, 239, 298a, 403a.
 - (iii) 無病で長寿たれ。 pl. nos. 82b, 216, 235, 250, 298a, 401, 421a.
 - (iv) 豊かで幸たれ。 pl. nos. 416a, 421a.
 - (v) 財多く無病長寿で容姿美しく声柔らかで全ての人や神に愛され敬われるように。 pl. nos. 235, 247.
 - (vi) 涅槃を得るまでの間不幸ならざるべし。 pl. nos. 130, 235.

(2) 自利的な祈願

- (i) 菩提を得たい。 pl. nos. 6, 140b, 216, 235, 247, 396b.
- (ii) 涅槃に至りたい。 pl. nos. 90, 130, 132a, 214b, 296, 416a, 481a.
- (iii) 阿羅漢になりたい。 pl. nos. 10b, 23, 235, 249.
- (iv) わが望みしものをみたさせよ。 pl. nos. 182a, 421a.
- (v) 望みしものを得るまでの間,みたすべき波羅蜜をみたしたい。 pl. no. 273.
- (vi) 仏果を得たい。 pl. nos. 382, 386, 458.
- (vii) 仏果を得るまでの間,三宝を尊崇したい。 pl. no. 382.
- (viii) 求める恵みが得られるまでの間,地獄へ行きたくない。 pl. no. 386.
- (ix) 成仏するまでの間,輪廻において四悪趣に行きたくない。 pl. no. 396b.
- (x) 貧しくなく,地獄へ行かず,人間となりては転輪聖王の栄華を享受したし。pl. no. 197.
- (xi) 神となりては 帝釈天の 栄華を 享受したし。 この世にありて 弥勒仏となりたし。 pl. no. 197.
- (xii) 仏果を得るまでの間, 善人, 善神となるべし。 pl. nos. 382, 472.

(3) 利他的,大乗的祈願

この祈願には,施主が積んだ功徳を他人の成仏のために回し向けるという"普回向"的意 識がある。

- (i) 涅槃に至るまでの間,彼らにも私と同じように得さしめよ。 pl. nos. 38a, 41, 68, 104, 110, 126, 139, 144, 148, 153a, 160b, 165a, 177a, 185, 186, 223b, 224, 229, 232, 235, 239, 240, 243, 250, 254b, 269, 282, 283, 289, 291, 379, 382, 383b, 393, 395, 396b, 398, 399b, 400a, 401, 403a, 412b, 416b, 420a, 436a, 438a, 453a, 481a, 486b, 491, 495b, 520b.
- (ii) (彼らをして) 涅槃の幸を得さしめよ。 pl. nos. 6, 82b, 90, 96, 143a, 186, 229, 298a, 380, 412a, 421a, 472.

ここで想定されている"涅槃"とは、『円熟した聖人達が願望する快い状態』(pl. no.

- 69) であり、『苦しみのない』(pl. nos. 235, 238, 240, 436a, 458),『不死の国』(pl. nos. 202, 206) である。
- (iii) (彼らをして) 息災たらしめよ。 pl. no. 5.
- (iv) (彼らに) 求めるものを得さしめよ。 pl. nos. 13, 275, 403a.
- (v) (彼らをして) 阿羅漢にならせよ。 pl. no. 149.
- (vi) (彼らに) 仏果, 辟支仏果, 阿羅漢果を得さしめよ。 pl. nos. 233, 235, 239, 240, 247.
- (vii) 弥勒仏に救われよ。 pl. no. 419a.
- (viii) 水,空の主に値偶せよ。 pl. no. 202.
- (ix) (彼らをして) 人間, 天界を支配する転輪聖王にさえならしめよ。 pl. no. 415.
- (x) 地獄に堕ちた者も、この功徳によって救われるべし。 pl. no. 277.
- (xi) 私益は測り知れず、無限なりと仏陀説けり。説きし法の如く得るべし。pl. nos. 428, 495b.
- (4) 輪廻思想がうかがえる祈願
 - (i) 人間となりては善人となれ。 pl. no. 291.
 - (ii) 人間となりては尊き人,神となりては尊き神となるべし。 pl. no. 69.
 - (iii) 人間となりては普通の人より尊く, 神となりては 普通の神より 尊くなるべし。 pl. nos. 187, 206, 235, 247.
 - (iv) 人間に生まれ変わらばあらゆる人より尊き王, 全世界の帝王, 富豪, 長者となれ。 pl. no. 31.
 - (v) 人間となりても 神となりても 畜生と なりても, 貧しからず 不幸たらざるべし。 pl. no. 196.
 - (vi) 人の栄華, 神の栄華, 涅槃の栄華を甘受したし。 pl. nos. 64, 69, 144, 146, 185, 186, 192, 202, 233, 239, 245b, 401, 412a, 421a, 481a, 504.
 - (vii) 人間となりても等しく、神となりても等しく恩恵を受けるべし。 pl. no. 380.

- (viii) 死なば, 朝夕礼拝される神となりたし。 pl. no. 273.
- (ix) 神となりせば、菩薩の在す兜率天に生まれたし。 pl. no. 206.
- (x) 六欲天 (nat rwā 6 pā) にて受けるべき華栄を享受せよ。 pl. no. 244.
- (xi) 六欲天の二十層で享受せよ。 pl. no. 277.
- (xii) 四天王天, 忉利天, 夜摩天, 兜率天, 化楽天, 他化自在天, これら天の寿命に応じて生きるべし。 pl. no. 69.

Ⅳ 祈願される対象(功徳の回向)

祈願される対象というのは,施主の積んだ功徳が回し向けられる対象を指す。ここでは,祈願の目的以上に"普回向"的性格が明確に現われてくる。施主達のこうした"利他"的な願いをもって直ちに,当時のビルマの仏教が大乗仏教であったと断定することはもちろんできないが,大乗的意識が当時のビルマ人仏教徒にあったことは否定できない。

祈願される対象の内,最も多いのは施主の積んだ"功徳の尊崇者"である。功徳の尊崇者である限り,それは肉身であろうと他人であろうと,また出家であろうと在家信者であろうと, 王族であろうとなかろうと,一切おかまいなしである。だが,こうした"尊崇者"一般と合わせて,両親,妻子といった特定の対象に"回向"している場合が圧倒的に多い。それらを分けてみると次のようになる。

- (i) 功徳の尊崇者 pl. nos. 12, 13, 24, 69, 146, 153a, 223b, 229, 233, 235, 238, 245b, 250, 265, 269, 275, 283, 291, 298a, 379, 380, 382, 383b, 393, 395, 396b, 398, 399b, 400a, 401, 403a, 412b, 416a. b, 420a, 421a, 428, 436a, 438a, 453a, 472, 486b, 491, 495b, 504.
- (ii) 功徳の保護者 pl. nos. 41, 64, 82b, 239, 240, 250, 289.
- (iii) 功徳の祝福者 pl. nos. 265, 295, 365a.
- (iv) 三宝の礼拝者 pl. nos. 143a, 144.
- (v) 肉親(家族) pl. nos. 5, 6, 23, 68, 84, 110, 184, 187, 197, 235, 248, 275, 408, 481a.

肉親(または家族)という場合, そこには子, 孫, 父, 母, 祖父, 祖母, 曾祖父, 夫, 妻, 義父母, 兄,弟,姉,妹,叔(伯)父,叔(伯)母,甥,子孫のいっさいを含む。また,子孫という場合には,通常七代まで(pl. nos. 87, 187, 392)である。

(vi) 出家 pl. nos. 6, 31, 38a, 87, 126.

出家の場合は,比丘,僧正,阿闍梨,羅漢等の表現が使われ,僧伽の構成員全員という場合もある。

(vii) 王族 pl. nos. 31, 38a, 69, 73, 184, 216, 235, 244, 247, 248, 249, 393.

王族という場合,国王,王妃,王子,王女,王弟,王妹等が含まれる。国王は『現国王』 (pl. nos. 110, 244),のみならず,『すでにこの世を去った王』 (pl. no. 393) や,『未来において現われる国王』 (pl. nos. 110, 216, 235, 244, 393) まで含まれる。国王への"回向"はきわめて強く,『主君』 (pl. nos. 68, 90, 243, 254b, 275) という言葉でもって,単に"国王"のみならず"国家安泰"という含みをもたせている場合もあると解釈される。

- (viii) 宰相, 武将, 将兵, 高級・下級の役人, 女官一般。 pl. nos. 6, 31, 38a, 69, 73, 216, 235, 244, 247, 248, 249, 254b, 393, 403a.
- (ix) 有情のすべて。

これには、 さまざまな言葉が使われている。 例えば、 他人 (pl. no. 5), 貧しき人 (pl. no. 69), 老若男女ことごとく (pl. nos. 23, 126), 奴隷 (pl. no. 23) など。一般には、次のような表現がなされている。

- (イ) 人間, 神のすべて。 pl. no. 184.
- (ロ) 閻浮堤 (jambudip klwan, jambudit klwan, jambudipā klwan, cambutit) 上に あるあらゆる生き物。 pl. no. 236, 244, 247, 491, 506, 526.
- (ハ) 生きとし生けるものすべて (sabbasattwā khapsim)。pl. nos. 96, 110, 214b, 243, 289, 393, 400a, 416b.
- (ニ) 帝釈天(sakrā) をはじめとする天(nat-myā) のすべて,下界の無間地獄(awiciy) をはじめとする地獄界のもの(nray-sū) すべて。 pl. nos. 68, 382.
- (ホ) 夜魔王 (yama maṅ) をはじめとする畜生 (sattawā) のすべて。 pl. nos. 216, 244.
- (へ) 帝釈天, 梵天 (brahmā), 四王天 (catu lokapālā nat maṅ) のすべて, 閻魔王, 人間, 畜生のすべて。 pl. nos. 235, 247, 393, 398, 408, 412b, 438a.
- (ト) 下は無間地獄から上は最上天に至るまでの宇宙にすむあらゆる生き物,人間,神,畜生のすべて。 pl. nos. 6,38a,73,84,87,126,232,249,273,275,392,396b,403,458,481a.
- (チ) 欲界 (kāma bhāw), 色界 (rūpa bhāw), 無色界 (arūpa bhāw) にすむあらゆる 生き物。 pl. no. 6,

V ま と め

パガン,ピンヤ,インワ時代のビルマ語碑文を判読することによって,当時のビルマの宗教 およびビルマ人の宗教意識を次のようにまとめることができる。

- (1) パガン, ピンヤ, インワ時代のビルマの宗教は, 基本的にはセイロンの流れをくむ "南方上座部"仏教であった。パーリ語一切経(Tipitaka) がその中心経典である。
 - (2) 当時のビルマ人仏教徒には"輪廻思想"が明確に看取される。 ビルマ人にとって,

"死"は単なる肉体の滅亡ではなく,六道を輪廻するものとして理解されていた。

- (3) こうした死の観念は、必然的に輪廻からの解放を志向するものへと転化してゆく。当時のビルマ人仏教徒は、ばく大な資産、時には全財産を投げうって仏像鋳造、仏塔伽藍の建立、三宝への土地および奴隷の寄進といったような功徳を積む行為に専念した。そして、それらの功徳が解脱、菩提、涅槃へと施主を導くと信じられた。
- (4) ビルマ人仏教徒の祈願内容を整理してみると、当時のビルマ人の宇宙観はほぼ次のようになる。

六欲天一人間界一阿修羅一餓鬼一畜生一地獄

- (5) 功徳の動機または目的および祈願される対象等を分析してみると、そこに自身の悟りを意図する"自利"的態度のほかに"衆生済度"という施主の"利他"的"普回向"的心理がうかがえる。これは大乗仏教的要素、特に法華思想の根底を成すもので、当時のビルマの仏教に大乗的な面が少なくなかったことを裏づける。
- (6) 大乗仏教の存在は、碑文の総礼文(観音菩薩への帰命)によっても、さらにまた梵語 経典の存在等によっても確認される。

参考文献

Daw Than Swe. Pagan Khit Bwe Mi Mya (in Burmese), Myawaddy. Forchhammer, E. 1892. Inscriptions of Pagan, Pinya and Ava, Rangoon.

Harvey, G. E. 1925. History of Burma, London.

Htin Aung. 1962. Folk Elements in Burmese Buddhism, Oxford U. P.

Maung, E. 1958. Selections from the Inscriptions of Pagan, Rangoon.

Pe Maung Tin. 1960a. "Buddhism in the Inscriptions of Pagan," BRSFAP, No. 2.

Soni, R. L. 1955. A Cultural Study of the Burmese Era, Mandalay.

----. 1960b. "Women in the Inscriptions of Pagan," BRSFAP, No. 2.

Pe Maung Tin and G. H. Luce. 1928. Selections from the Inscriptions of Pagan, Rangoon.

Than Tun. "Religion in Burma, A.D. 1000-1300," JBRS, Vol. 42, Pt. 2.

	"Religions	Buildings	of	Burma.	A. D.	1000-1300,"	IBRS.	Vol.	42	Pt	2
•	recitations	Dununga	OI	Durma,	11. D.	1000 1000,	Julio,	4 01.	44,	L L.	4,

. "Mahā Kassapa and his Tradition," JBRS, Vol. 42, Pt. 2.

Tun Nyein. 1899. Inscriptions of Pagan, Pinya and Ava, Translation with notes, Rangoon.

Twinthindakwum Mahāsithu. 1943. Alaungmintayagyi Ayedawbon (in Burmese), Rangoon.

U Mya. 1968. Abeyadana Hlainggu Phaya (in Burmese), Rangoon.

赤沼智善訳 1921 『ビガンデー氏緬甸仏伝』。

岩本 裕 1971 『仏教入門』.

宇井伯寿 1965 a 『インド哲学史』.

大野:パガン,ピンヤ,インワ時代のビルマ人仏教徒の功徳

大野 徹 1965 「11—14世紀ビルマ語碑文の解読研究」『昭和40年度京都大学大学院文学研究科博士課程
究論文要旨集』pp. 110-114.
———. 1967 「華夷訳語緬甸館雑字の語釈」『大阪外国語大学学報』17号, pp. 127-173.
1969 「ビルマにおける賤民社会の発生とその現状」『東南アジア研究』 7巻2号, pp. 209-216
———. 1971 「ビルマ語碑文の Kalan と Sampyan」『鹿児島大学史録』第4号.
高楠順次郎監修 1935 『南伝大蔵経第29巻 小部経典7』.
1935 『南伝大蔵経第31巻 小部経典9』.
1939 『南伝大蔵経第60巻 島王統史・大王統史』.
龍山章真 1942 『南方仏教の様態』.
陳 孺性編 1962 『模範緬華大辞典』仰光.
中村 元 1970 『原始仏教』.
1958 『インド思想史』.
林五郎・平松友嗣共訳 1932 『邦訳マハーヴンサ』。
干潟龍祥 1961 『ジャータカ概観』.
渡辺楳雄 1936 『大乗仏教』.